

令和7年
4月1日
から

東京都

東京都 カスタマーハラスメント防止条例 が施行されます!

働く皆さんがカスタマーハラスメントを
受けたと感じた場合には、すぐに会社に相談しましょう。

カスタマーハラスメントと思われる事態が発生したら

お客様から従業員を引き離す、
警察と連携するなどの対応をしましょう

退去要請や出入り禁止の
通告などを行いましょう



責任者が対応を代わりましょう

従業員への行為を
やめるよう要請しましょう

注意

本来、正当なクレームは営業改善やサービス向上につながるものであり不当に制限してはいけません。
また、お客様の中には、障害のある人など、合理的な配慮が必要な人もいらっしゃるので、留意しましょう。

対等な立場に立ち、
お互いに尊重し合う持続可能な社会へ



NO TOKYO ノーカスハラ
支援ナビ



東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎21階